

別表（第二十一条関係）

一及び二（現行のとおり）	事務	名称	額	徴収時期
三 法第九条の五第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	四万円	許可申請のとき。	
四 法第九条の六第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併についての認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設を有する法人の合併認可申請手数料	四万円	認可申請のとき。	
五（現行のとおり）				
六（現行のとおり）				

別表（第二十一条関係）

一及び二（略）	事務	名称	額	徴収時期
三（略）				
四（略）				

七 現行のとおり	
八 現行のとおり	
九 現行のとおり	
十 現行のとおり	
十一 現行のとおり	
十二 現行のとおり	
十三 現行のとおり	
十四 現行のとおり	
十五 現行のとおり	
十六 現行のとおり	

五 略	
六 略	
七 略	
八 略	
九 略	
十 略	
十一 略	
十二 略	
十三 略	
十四 略	

<p>十七（現行のとおり）</p> <p>十八（現行のとおり）</p> <p>十九 法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査</p> <p>二十 法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併についての認可の申請に対する審査</p> <p>二十一（現行のとおり）</p>	<p>産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料</p> <p>産業廃棄物処理施設を有する法人の合併認可申請手数料</p>	<p>四万円</p> <p>四万円</p>	<p>許可申請のとき。</p> <p>認可申請のとき。</p>
<p>十五（略）</p> <p>十六（略）</p> <p>十七（略）</p>			